

令和8年度

十三湖農地防災事業

芦野頭首工用地調査（その2）業務

特 別 仕 様 書

東北農政局津軽土地改良建設事務所

第1章 総 則

(適用範囲)

- 第1条 この特別仕様書は、令和8年度十三湖農地防災事業芦野頭首工用地調査（その2）業務（以下「本業務」という。）に適用する。
- 2 本業務は、土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領（平成14年3月22日付け13農振第3155号、一部改正令和7年3月28日）別記（I）用地調査等業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）によるほか、この特別仕様書により実施する。

(業務概要)

第2条 本業務の概要は、次のとおりである。

(1) 調査目的

令和7年度芦野頭首工工事に伴い、施工後における周辺建物の地盤変動影響調査を実施するものである。

(2) 実施場所

青森県つがる市稲垣町下繁田磯繁地内
(別添 業務施行位置図のとおり。)

(3) 調査内容

事後調査（地盤変動影響調査）

木造建物（A） 1棟

非木造建物（ハ） 1棟

(障害物の伐除)

第3条 本業務実施のために伐除した障害物に係る補償は、原則として発注者において処理する。ただし、監督職員の指示を受けずに伐除したもの又は不注意により伐除したものの補償は、受注者の責任において処理する。

(管理技術者及び照査技術者の資格要件)

第4条 資格要件は以下のとおりである。

(1) 管理技術者

土地改良補償士、土地改良補償業務管理者、又は土地改良補償士、土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者とする。

なお、土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者は下記（2）の照査技術者の要件とする。また、土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良事業関係の用地調査等業務に7年以上従事した者をいう。

(2) 照査技術者

土地改良補償士、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者とする。

なお、土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者とは、次によるものとする。

①土地改良補償業務管理者の資格がある場合

大学卒 18 年（短大・高専卒 23 年、高校卒 28 年）以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良補償業務管理者の資格試験に合格し、登録後、土地改良事業関係の用地調査等業務に 10 年以上従事した者。

②土地改良補償業務管理者の資格がない場合

大学卒 18 年（短大・高専卒 23 年、高校卒 28 年）以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良事業関係の用地調査等業務に 17 年以上従事した者。

（低入札価格契約における第三者照査）

第 5 条 別紙に掲げる割合に、予定価格を乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合には、受注者は「業務請負契約書第 11 条照査技術者」及び「共通仕様書第 9 条照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査（以下、「第三者照査」という。）を実施しなければならない。

2 第三者照査の企業に要求される資格

- （1）予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第 98 条において準用する予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当していないこと。
- （2）東北農政局において、令和 7・8 年度（当該業種区分）の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- （3）東北農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- （4）共通仕様書第 30 条守秘義務を遵守できるものであること。
- （5）中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①資本関係

- （ア）親会社と子会社の関係にある。
- （イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある。

②人的関係

- （ア）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている。

3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。

- ①照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ②照査技術者と同等の技術者資格を有する者

4 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

5 照査計画

受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務工程表に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。

6 成果物とりまとめの段階時打合せへの立会い

特別仕様書第 12 条に示す打合せのうち、成果物とりまとめの段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

7 第三者による照査に係る履行確認

管理技術者は照査毎に、第三者照査技術者の照査状況を写真撮影により記録し、照査成果と併せて整理の上、監督職員に報告するものとする。

8 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録

共通仕様書第 12 条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）の登録にあたっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

9 契約不適合責任

引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、業務請負契約書第 41 条契約不適合責任のとおり、受注者に対し、成果物の補修又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

第 2 章 測量条件及び貸与資料等

（測量の基準）

第 6 条 本業務の実施に必要な条件は、次のとおりである。

（1）測量の基準は、測量作業規程及び同運用基準による。

（貸与資料等）

第 7 条 本業務実施のために次の資料を貸与する。

資 料 名	数 量	備 考
令和 7 年度 十三湖農地防災事業芦野頭首工用地調査業務 地盤変動影響調査 事前調査報告書	一 式	
その他必要な資料	一 式	

第3章 作業項目及び内容

(作業項目及び数量)

第8条 本業務の作業項目及び数量は、次のとおりである。

作業項目	数量	備考
(1) 作業計画の策定	1 業務	
(2) 地盤変動影響調査等 現地踏査	1 業務	
(3) 事後調査 (木造建物A) 130㎡以上200㎡未満	1 棟	建物内部の調査を行う場合
(4) 事後調査 (非木造建物ハ) 200㎡未満	1 棟	建物内部の調査を行う場合
(5) 因果関係調査・検討	1 権利者	
(6) 算定 (木造建物) 130㎡以上200㎡未満	1 棟	
(7) 算定 (非木造建物) 200㎡未満	1 棟	
(8) 費用負担説明	1 権利者	概況ヒアリング：実施しない 説明資料の作成：実施する 補償説明：実施する

(指示事項)

第9条 作業項目ごとの指示事項は、次のとおりである。

(1) 作業計画の策定

調査計画を作成するものとする。

(2) 地盤変動影響調査等 現地踏査

建物の現地踏査を行い、調査計画を立てる上で周辺の状況を把握するものとする。

(3) 地盤変動影響調査等 事後調査

①調査については、地盤変動影響調査算定要領（平成26年3月12日付け中央用地対策連絡協議会理事会申し合わせ）に沿って実施するものとする。

②調査対象建物の敷地以外の土地に立ち入る場合は、その土地の権利者の了解を得るものとする。

③調査時に支障となる立竹木の伐採、除去等を行う場合は、その立竹木の権利者の了解を得るものとする。

④調査結果について、建物所有者の確認を得るものとする。

⑤権利者に対する立会日当は、受注者の負担とする。

⑥建物の全体又は一部の傾斜若しくは沈下の状況を把握するため、事前調査時に計測した建物等の基礎を水準測量で計測するものとする。

(4) 建物等の配置図の作成

建物等の配置図の縮尺は、原則として次のとおりとする。

① 建物は、100分の1とする。

② 工作物は、100分の1とする。

(5) 騒音等調査 因果関係の調査・検討

事後調査の調査結果及び事前調査の調査結果を比較し、工事振動との因果関係及び費用負

担の要否について報告書として作成する。

(6) 費用負担説明

①費用負担説明を行う者は、「土地改良補償士」の資格を持つ者とする。

②権利者に対する説明資料を作成し、その資料に基づき説明を行うものとする。

第4章 成 果 物

(成果物等)

第10条 提出する成果物及び提出部数等は、次のとおりである。

成 果 物	数 量	装 丁 等
(1) 事後調査書等 ①調査区域位置図 ②調査区域平面図 ③建物等調査一覧表 ④建物等調査書 ⑤損傷調査書 ⑥写真集	電子データ	正副2部 CD-R等
	書 面	1部 綴じ込み
	原 本	〃 〃
(2) 因果関係報告書	電子データ	正副2部 CD-R等
	書 面	1部 綴じ込み
(3) 算定	電子データ	正副2部 CD-R等
	書 面	1部 綴じ込み
(4) 費用負担説明	電子データ	正副2部 CD-R等
	書 面	1部 綴じ込み

※(1)事後調査書等については、土地の所有者より受領した調査結果確認書のみ原本で提出するものとする。

※CD-R等は各項目まとめて正副2部とする。

※書面は各項目まとめて1部とする。

2 成果物の提出先は、東北農政局津軽土地改良建設事務所十三湖農地防災事業建設所とする。

第5章 業務実績データの作成及び登録

(登録機関)

第11条 共通仕様書第12条に基づく業務実績データの登録機関は、AGRIS センター（関東農政局土地改良技術事務所）とする。

第6章 打合せ

(打合せ)

第12条 本業務の実施にあたっては、次の段階で打合せを行うものとし、管理技術者及び担当技術者が出席するものとする。また、打合せの場所は、東北農政局津軽土地改良建設事務所十三湖農地防災事業建設所とする。

ア 業務に着手するとき

イ 業務の中間打合せ（2回）

※1回目：因果関係の調査・検討後 2回目：算定後

ウ 成果物のとりまとめの段階

ただし、別紙に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第42条に定める作業計画書の管理状況を報告しなければならない。

第7章 契約変更

(契約変更)

第13条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

(1) 第8条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合

(2) 第10条に示す「成果物等」に変更が生じた場合

(3) 第12条に示す「打合せ」に変更が生じた場合

(4) 履行期間の変更が生じた場合

(5) その他

第8章 その他

(管理技術者)

第14条 別紙に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、屋外作業期間

中、毎日、東北農政局津軽土地改良建設事務所十三湖農地防災事業建設所に出向き監督職員が保管する「屋外作業常駐記録簿」に作業内容を記載の上、署名するものとする。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

(業務スライドの試行)

第 15 条 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて（試行）」（令和 7 年 12 月 17 日付け 7 農振第 2167 号農村振興局整備部設計課長通知）に基づく試行業務である。

詳細は、<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-256.pdf> を参照のこと。

(疑 義)

第 16 条 本特別仕様書に疑義を生じたとき又は定めのない事項については、監督職員の指示を受けるものとする。

別紙（第5条、第12条、第14条関連）

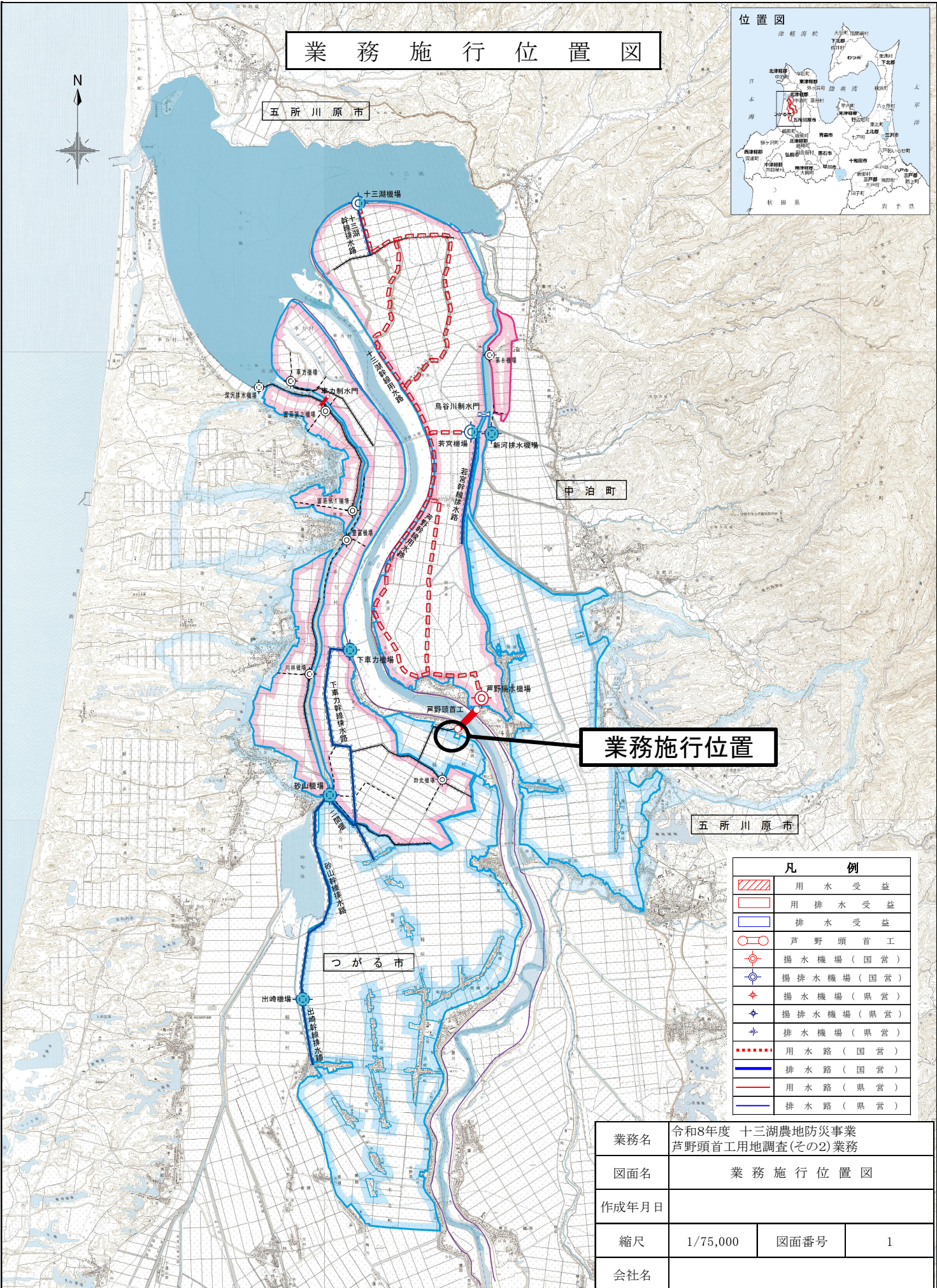
【割合】

下記の業務区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表A～Dまでに掲げる額の合計額に一括計上の額を加えた額（千円未満切り捨て）に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。

ただし、その割合が10分の8.1を超える場合にあっては10分の8.1とし、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとする。

業務区分	A	B	C	D
補償コンサルタント	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額

業務施行位置図



業務施行位置

凡 例	
	用水受益
	用排水受益
	排水受益
	芦野頭首工
	揚水機場（国営）
	揚排水機場（国営）
	揚水機場（県営）
	揚排水機場（県営）
	排水機場（県営）
	用水路（国営）
	排水路（国営）
	用水路（県営）
	排水路（県営）

業務名	令和8年度 十三湖農地防災事業 芦野頭首工用地調査(その2)業務		
図面名	業務施行位置図		
作成年月日			
縮尺	1/75,000	図面番号	1
会社名			
事務所名	東北農政局 津軽土地改良建設事務所		

